規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

(研究開発の促進のための措置)

第13条 国は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第14条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第15条 地方公共団体は、国の施策に準じて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めなければならない。

(大都市の特例)

第16条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市 (以下この条において「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この条において「中核市」とい う。)においては、当該指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場 合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用がある ものとする。

第4章 罰則

(罰則)

- 第17条 第4条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 第18条 第7条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為 をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

附則第32条の3第20項中「第18項」を「第19項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項の表中「第18項」を「第19項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項の次に次の一項を加える。

19 指定都市等は、事業所用家屋で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第6条第1項に規定する認定事業者で政令で定めるものが同法第7条に規定する計画の認定を受けた計画(平成8年3月31日までに同法第5条第3項の規定による認定(同法第6条第1項の規定による認定を含む。以下本項において同じ。)を受けたものに限る。)に従って建築する同法第7条に規定する認定建築物で政令で定めるものに設置される同法第2条に規定する特定施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築に係る新増設事業所床面積(当該特定施設のうち政令で定める部分に係るものに限る。)に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた計画に係る同法第5条第3項の規定による認定を受けた日から3年を経過する日までの間に行われたときに限り、第701条の32第1項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第701条の34第10項の規定を準用する。

附則第38条第11項、第39条第11項及び第40条第8項中「附則第32条の3第19項」を「附則第32条の3第20項」に「第18項」を「第19項」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

3 国土交通省設置法(昭和23年法律第113号)の一部を次のように改正する。 「次のよう略]